

企業応援ローン「元気」

（2023年7月3日現在）

1. 商品名（愛称）	企業応援ローン「元気」 旧：資金繰り改善ローン
2. ご利用いただける方	<p>当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす法人または個人事業主のお客さま</p> <p>① 当金庫の営業区域内で同一事業を1年以上営んでいる方</p> <p>② 法人の場合は代表者（連帯保証人）、個人事業主の団体信用生命保険加入は、任意となります。*</p> <p>* 団体信用生命保険に加入できる法人は、中小企業基本法第2条に定める小規模企業者で概ね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者です。ただし、商業「卸売業・小売業」またはサービス業の場合は5人以下となります。また、個人事業主の場合は、従業員の制限はありません。</p> <p>* 連帯保証人が富国生命保険相互会社の団体信用生命保険に加入の場合は、融資実行時年齢が、満20才以上65才以下で、完済時年齢が75才以下の方</p> <p>③ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方</p> <p>④ 当金庫の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方</p>
3. 資金用途	事業資金（他行借入金の借換も可能です）
4. お借入金額	100万円以上1億円以下（10万円単位）
5. お借入期間	20年以内 ※ 据置期間（1年以内）を含みます。
6. 担保・保証人	保証人は、以下の方とさせていただきます。 【法人のお客さま】原則、代表者 【個人事業主のお客さま】不要
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元金均等返済または元利均等返済 返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。
8. 金利	・ 融資利率は、変動金利となります。詳しくは店頭でご確認ください。
9. 団体信用生命保険	・ 一債務者につき団体信用生命保険の加入者は、加入金額が5,000万円（当庫を含む複数の信用金庫の保険金額を含む）を超えないものとします。
10. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> 融資実行時に、印紙代等諸費用、当金庫所定の不動産担保事務取扱手数料（不動産担保設定・変更の場合）をお支払いいただきます。（別紙手数料一覧表をご覧ください。） 条件変更手数料 期日前完済、一部繰上返済、条件変更等の場合、手数料がかかります。（別紙手数料一覧表をご覧ください。）

次頁に続きます

<p>11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
-------------------------------	--

◎ お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。